

在フランクフルト日本国総領事公邸利用ガイドライン

2018年7月5日

1. 使用目的

我が国の民間団体、個別企業（以下、「日本企業等」という）の活動を支援するため、①日本ブランドや我が国の高い技術力のPR、②対日投資促進及び対外投資促進、③現地政府、関係機関などの要人との関係強化を目的とした、商品展示会・説明会、セミナー、試食会、レセプション等を対象とします。

ただし、在外公館施設を利用して行うことが相応しくないと思われる場合には利用をお断りすることがあります。具体的には以下のようなものが考えられます。

- (1) 特定の宗教活動・政治活動を示唆する場合
- (2) 直接的な商行為（物販の販売等）を行う場合（引き合い先の紹介を含む商品の一般的なプロモーションは「直接的な商行為」に該当しない。）
- (3) 公序良俗を乱すおそれがある場合
- (4) 公平性、公共性、透明性の観点から問題がある場合
- (5) その他在外公館施設の利用につき説明責任の観点から問題がある場合

2. 実施形態

当館の単独主催又は日本企業等と当館の共催とします。

3. 経費分担

原則として以下（1）～（3）の通りとしますが、詳細は個別にご相談の上決定することとします。なお、日本企業側が負担する経費については、日本企業等側が直接各事業者に支払うこととします。

- (1) 飲食関連経費等（料理、食材、飲み物、花、臨時雇用のバトラー・ボーイ、招待状等）については、日本企業等が負担。
- (2) 警備費については、当館が通常手当てしている警備の範囲内で当館負担。これを越える特別な警備費が必要な場合には日本企業等側の負担となります。
- (3) 公邸光熱水料費は当館負担。当館の人員や備え付けの資機材を活用した場合の経費は当館負担。

4. 施設概要

- (1) 公邸のサロン及び夏シーズンはテラスも利用可能。
- (2) 最大40名程度の立食レセプション、30名程度の着席セミナーが可能。
- (3) 駐車スペースは、公邸前で路上駐車が可能。

5. 申込先

在フランクフルト総領事館 経済班

電話：069-2385-7312

E-mail：wirtschaft@fu.mofa.go.jp